

鈴鹿市公告第6号

山辺・河田I調査区内の土地について、国土調査法（昭和26年法律第180号）による地籍調査を行い、その結果に基づき地図及び簿冊を作成したので、同法第17条第1項の規定により公告する。

なお、当該地図及び簿冊は、次のとおり一般の閲覧に供する。

令和8年1月16日

鈴鹿市長　末松則子

1 地図及び簿冊の名称

地籍図原図及び地籍簿案

2 閲覧期間及び閲覧時間

令和8年1月17日から同年2月5日まで（1月18日、同月24日、同月31日及び2月1日を除く。）の午前9時30分から午後4時までの間とする。

3 閲覧場所

(1) 令和8年1月17日、同月21日及び同月28日

山辺町集会所

(2) 令和8年1月25日及び同月30日

鈴鹿市立河曲公民館

(3) 前項に掲げる閲覧期間中前2号に掲げる期間以外の期間

鈴鹿市役所本館8階土木総務課

4 訂正の申出

(1) 閲覧の結果、誤り等があると認めた場合は、上記の閲覧期間内に当該調査を行った者に対し、訂正の申出をすることができる。

(2) 誤り等訂正申出書の用紙は、請求があれば閲覧場所で交付するものとする。